東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処する ための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置 に関する法律の概要

平成23年8月総務省自治行政局

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

- ① 市町村の区域外に避難している住民(避難住民)に対する適切な行政サービスの提供
- ② 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持
- 1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

※ 指定市町村…東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に関して設定された警戒区 域等を含む市町村で、あらかじめ関係都道府県の意見を聴いて(都道府県は関係 市町村の意見を聴いて)総務大臣が指定した市町村

指定都道府県…指定市町村の区域を包括する都道府県

①市町村の指定(総務大臣の告示)

- あらかじめ都道府県に意見聴取(都道府県は市町村に意見聴取)
- ②指定市町村・都道府県が自ら処理することが困難な事務を総務大臣に届出

③総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

・ あわせて、国の関係行政機関の長に対して通知

④避難先団体に避難住民の情報を通知

- ・ 指定市町村の告示後、避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出 (告示日前に届出に相当する行為をした避難住民は届出義務なし)
- ・ 届出のあった避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知 (指定都道府県・避難先の都道府県を経由)
- 告示された事務のうち、特定の避難先団体においては処理することを要しないものについては、 当該団体に対しその旨通知

⑤避難先団体が事務処理を実施

- 事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- 国は必要な財政上の措置を講ずる
- ※ 現行の地方自治法では、他の地方自治体に自らの住民に関する事務を処理してもらうためには、個々に協議して事務の委託をすることが必要。

2 住所移転者に係る措置

- (1) 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者(指定市町村以外の市町村に転出した者) のうち申出をしたものに対し、以下の措置を講ずることとする。
 - ① 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する。
 - ② 指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める。
 - ③ その他指定市町村・指定都道府県と申出をした住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努める。
- (2) 国は、指定市町村・指定都道府県が(1)の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。
- (3) (1) の施策について意見を聴くため、指定市町村は、条例で定めるところにより、申出をした住所移転者から選任した者で構成される住所移転者協議会を置くことができることとする。
- 3 東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置

国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響により市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

4 公布・施行日 平成23年8月12日 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正す る法律の概要

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じる。

◎ 地方税法の一部改正

I 避難区域内等の資産について特例を講ずるもの

【固定資産税·都市計画税】

1. 警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する 区域における土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除

警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち、避難等の実施状況 等を総合的に勘案して市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋につい て、平成23年度分の課税を免除する。

【自動車税・軽自動車税】

1. 警戒区域内自動車に係る自動車税・軽自動車税の特例

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税・軽自動車税が課されないようにする特例を講じる。

Ⅱ 警戒区域内の資産の代替資産について特例を講ずるもの

【固定資産税·都市計画税】

1. 警戒区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例

警戒区域内住宅用地の所有者等が当該住宅用地に代わる土地(代替土地)を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該代替土地のうち警戒区域内住宅用地の面積相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす(※)。

※ 住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

2. 警戒区域内家屋に係る代替家屋の特例

警戒区域内家屋の所有者等が当該家屋に代わる家屋(代替家屋)を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該代替家屋に係る税額のうち当該警戒区域内家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

3. 警戒区域内償却資産に係る代替償却資産の特例

警戒区域内償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を警戒区域が 解除されるまでの間に、被災地域において取得した場合等においては、課税標準 を4年度分2分の1とする。

【不動産取得税】

1. 警戒区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る特例

警戒区域内家屋の所有者等が当該家屋に代わる家屋(代替家屋)を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

2. 警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

代替家屋の敷地の用に供する土地で、警戒区域内家屋の敷地の用に供されていた土地(従前の土地)に代わるものを警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】

1. 警戒区域内自動車の代替自動車の取得の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車(代替自動車)を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税・軽自動車税】

1. 警戒区域内自動車の代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車(代替自動車)に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

◎ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正

【地方債の特例等】

上記の地方税法の一部改正による地方税等の平成23年度の減収額を埋めるための地方債の特例及び基準財政収入額の算定方法の特例を講じる。

◎施行日 : 平成23年8月12日